

札幌大学総合論叢 第四十四号（二〇一七年十月）

〈書評〉

論文とは何か

— 藤原浩史氏の主張をめぐって —

川上徳明

(二七)

藤原浩史氏「平安和文の命令表現」(二〇一四・四、「日本語学」(特集 命令表現) 明治書院)は氏自身の命令表現についての主張に絡めて繰返し筆者の見解を批判・否定している。しかし氏の主張は著しく観念的・思弁的であって、甚だ実証に乏しい。以下の反論は自ずから論文及び他者への批判の有り様について問うことになる。これが表題の所以である。

—

次は氏の論の「一 はじめに」の後半部からその要をとったものである。

- (a) 「くたまへ」は目上に対する命令表現である。(取意)
 (b) 「くたまへ」と「くしてくだされませんか」は出現環境が類似するので、
 (c) これを等価と見なす。(記号傍点線筆者)

氏は本論文において右の可能性を提起するという。しかし、ここには既に大きな問題を含む。まず①は明らかに事実と反する。問題の『源氏物語』で目上に対する表現は概ね「せ(させ)たまへ」であって「たまへ」ではない。「たまへ」は対等乃至目下に対して用いられる。この点は氏自身、光源氏を中心とした貴族間では目上には「させたまへ」、対等の相手には「たまへ」、下位者には常体表現を用いる(取意)としている。右は氏の初期の論文(注1)以来の持説であり、更に本論文と同時期発表の論でもそれを、「三段階構造」として力説しているのである。なお、「たまへ」が目上に対するものならば、より敬度の高い「させたまへ」は誰に對し如何に用いられるのか。

(b)で両語の出現環境の類似を言うが、これは軽々に断言し得るような問題ではない。類似を言うためには比較を要するが時代・表現形式の全く異なる右二語の出現環境を如何なる基準によって比較したのであるか。ここには一言の説明もない。これではなんら幻想と選ぶ所が無かるう。なお、右の調査がなされていれば前述①の如き見解は生じなかつたであろうと思われる。

(c)は右(b)を論拠としており、それが認め難いことは既に明らかであろう。そもそも現代語の、相手の意向を伺う否定疑問形式の「くしてくだされませんか」と平安貴族の物語世界の命令形による命令表現「くたまへ」とが等価である可能性など甚だ考え難いことである(なお「等価」の意味も分明を欠く)。

氏は「本稿は、古代の命令形述語文の価値と命令表現の体系について論ずる」というが右の如き方針で果して論文が成り立ち得るであろうか。筆者には甚だ覚束無いものと思われる。

二

第二項即ち本論に入り、その冒頭で氏は唐突に筆者の見解を引き、それを批判・否定している（しかもそれが本論の部の過半を占める）。よって次に批判の対象となった拙著『命令・勧誘表現の体系的研究』（二〇〇五・五、おうふう）「序論第二章」掲載の「命令・勧誘表現の四段型体系表」を紹介する。（注2）

機能	命令	婉曲な命令・勧誘	勧誘
形式	命令形	推量	反語・否定
名称	①型	②型	④型
動詞系	………**	………む	やは………ぬ
「ぬ」系	………ね	………なむ	
「つ」系	………てよ	………てむ	
「給ふ」系	………給へ	………給はむ	やは………給はぬ
「給ひぬ」系	………給ひぬ	………給ひなむ	
「給ひつ」系	………給ひてよ	………給ひてむ	

（斜線部は用例を欠く。これは助動詞「なぬ」「てぬ」という接続がないからである。なお、敬語は「給ふ」で代表させてある）

右につき著書の記述を一部和らげて説明する。

①型 命令形による直接的な命令表現

- ②型 聞き手の行為の実現を推量する形で述べ、結果的にその実現を求める婉曲・間接的な命令・勧誘表現
- ③型 ②型に疑問(問い)の意の「や」を下接して聞き手の意向を尋ねる形で、一層婉曲・間接的な命令・勧誘表現
- ④型 「反語……否定」の形式による最も婉曲・間接的な命令・勧誘表現

なお、前掲「体系表」を一見すればこれがまことに整然たる秩序を示していることを知るであろう。これは中古の仮名文学作品二十余の全用例の帰納によって得られたものであつて、決して観念的・思弁的に作り成したものではないことを一言しておきたい。

三

氏は右体系に関し次の二点を問題とする。

- A ②型・③型の「む」及び③型の「や」の意味
- B 命令表現と禁止表現とが「対称性」をもつこと(記号筆者)

先ずAのうち③型の「や」について見る。氏は「これは必ずしも疑問とは限らず、命令形述語にもしばしば下接する」として、③型の「や」と命令形に下接する「や」とを同一であるとする。よつて先ず右二種の「や」の機能を体系の観点から略述する。前述の如く③型は②型に「や」(係助詞)が下接することによって形成される。即ちこの「や」は③型の構成要素である。これに対し命令形に下接する「や」(終助詞)は①型の構成要素ではない。命令形自体が①型必須の条件なのであつて終助詞「や」はそれに関わらない。この点は命令形に下接する他の終助詞「かし」「よ」の場合も同様であり何れも派生・副次的な表現である。以上、二種の「や」の体系上の根本的な相違を見た。次にその意味について述べる。筆者は①型即ち命令形に下接する「や」の意味を「焦燥、苛立ち等、話し手の昂った感情の表われ」(拙著七五五頁)とし、③型の「や」の意味を「疑問」——これを「疑い」と「問い」に分けるなら「問い」——(同五四・六一頁)とした

のである。これに対し氏は前者について(3)「待ちたまへや」(空蟬)、「声加へたまへや」(匂兵部卿)の例を引き、それを

「⑦今のところ、そのようにするつもりがないと思うが、①そうするように」と、相手の意志の変更を働きかけることばである。とする(記号筆者)。けれども右⑦は命令の前置きに相当し、①はまさに命令形そのものの機能である。次いで③型の「や」について(2)「得させてむや」(帚木)を例として、

自分の要求を全く予期していない相手へ話題を切り出すものとして、右と同様に「や」が付加され……「⑦あなたは予期していないことではあるが、①わたしに得させるように」という通達と理解できる。(同)

ここでは⑦は前置き、①はまさしく述語「得させてむや」そのものである。これが果して「や」の意味なのであるか。否、これはともに右の命令文の文意であって決して「や」の意味ではない。そもそも所謂付属語としての助詞「や」がかかる複雑な文意を担うことはあり得ないであろう。なお、文末の「や」が如何にして「話題を切り出す」機能や前置きの意味を持ち得るのか。更に右によれば①型と③型との文意に何ら相違がないことになる。

ここで右の「通達」の語義を確認する。現行の辞書によれば「通達」とは

〔決定事項などを〕上から下へ告知知らせること。特に上級官庁が所管の機関・職員などに命令・通知などを出すこと。またその命令・通知(の文書)。

の意である。(注3)この語は右の如く極めて限定された意味を表すものであって、決して物語会話文中の命令・依頼・慫慂等の詞を指すものではない。氏はこの語を頻用するがその用法は多義にわたり、かつ甚だ曖昧である。

次に「む」について見る。氏は「推量」とされる助動詞『む』の文法的な意味が問題の中核である」として次のように言う。

(5)「まだ人は起きてはべるべし。ただこれよりおはしまさむ」(浮舟、大内記↓匂宮)

これは「ここからお入りください」以外の意味と考えることはむずかしい。ならば、命令形述語の文とどこが異なるか。

氏は自ら「む」の文法的な意味を問題の中核としながらここには何故かその肝腎の文法的な検討が全く見られず、ただ訳文によって文意を言うのみである。因みに右は「ここからお入り遊ばしますように」と郑重に勸奨したものである。氏はこれを指示・通達とするが大

内記が匂宮に（あるいは紀伊守や惟光が源氏に）「強い態度で」命令することなどあり得ない。勿論物語にそうした例は無い（なお、右の波線部の内容は次項⑩①と撞着する）。

ここで改めて「む」の意味を確認する。

宮の大夫、御簾のもとにまゐりて「上達部御前に召さむ」と啓したまふ。（紫式部日記）

右は若宮の御五十日の祝の場面で、中宮の大夫が中宮に「お召し下さいますように」と婉曲に勧奨したものである。次に拙著に挙げた古記録の朝儀・公事の例の一部を引く。

（内弁）奏して云、「まちきんだちにみき給はむ」（建武年中行事、元日節会）

「院宮の御申文めしにつかはさむ」と奏す。（同、県召除目）

氏は以上の「む」を推量・婉曲と解することに異議を唱えているが天皇や中宮に対するこれら奏・啓の詞を指示・通達と解する日本人は恐らく古今を通じて存しないであろう。

先の⑤に続いて氏は三例文を挙げ同趣旨の説明をした後、この部分を次の如く結論する。

「む」型の文型が推量ではなく、「や」型の文型が疑問ではないとするならば、川上氏の四段型体系は成立しない。（傍点筆者）

しかし前述の如く「む」の文法的な検討は皆無であった。「む」の意味は予め「通達」と措定されているだけなのである。また「や」の意味は尋常の文法的見解の埒外にあった。しかもここには更に大きな誤解がある。筆者は「む」を推量、「や」を疑問（問い）と解すがそれを直ちに②型・③型の文意としたのではない。即ち筆者は決して②型を推量表現、③型を疑問表現と説明しているのではない。既述の如く両者はともに「命令・勧誘表現」である。その点で右は全く的外れの批判という他はない。

四

次は第三項「命令の場と態度」において命令文の「価値」をまとめたものである。

(10) ① 聞き手に諾否の選択があると想定する場合には、「命令形述語」が選択される。

② 聞き手が諾するしかないと想定する場合には、「む」型述語が選択される。

筆者の直観は一読これを受け容れない。その現実性の欠如を直覚するからである。もとより直観は論理ではない。しかしこれは拙著執筆に際し用例カード五〇〇枚を解析した自らの経験に発するものであると思う。

氏は①を説明して「相手の諾否をうかがう形式で、命令というより依頼であり、聞き手の自由度が大きい」という（なお他にも「相手の意向を確認する表現」等とする）。これによれば①は単に諾否について相手の意向を尋ねるものだけということになる。右が「はじめに」で問題の二語を「等価」とした見解に由来することは疑いない。「命令形述語」としながら実際には「くたまへ」に限定される理由もそこにある。ただしここには論文の中心課題であるその「くたまへ」を右①の観点から検討した例が全然ない。更に論文全体を通じて、遂にその例を見出し得ない。思うに、幻想には根拠がない道理である。否、実例を検証して幻想に水を指してはならないのである。要するに全く実証を欠くのであるがこの事実は端的に本論文の性格を物語るものである。

ここで命令形とは何か、その機能を確認する必要を痛感する。いま動詞「見よ」を例にすればそこには次の二要素を含む。

I 動詞「見る」の素材の意味（「見ルコト」）

II 命令形による、相手に行為の実現を求める話し手の心的態度（ムード）の表明

右Iは各活用形に共通するがIIは命令形独自の機能であって他の活用形にはない。次に「見たまへ」の場合は右I・IIに次のIIIが加わる。

III 尊敬語「たまふ」の敬意

そしてこのIIIは「くたまへ」一般に共通するものである。ただし「くたまへ」が右II・III以外に例えば相手の意向を確認したり、諾否をうかがったり等々の意味を表すことはない。これは例えば「くたまひてよ」「くたまひね」において前述IIの機能を担うのはそれぞれ文末の助動詞「つ」「ぬ」の命令形であって、文中の「たまふ」は単に敬意（III）を表すのみであることを見ても了得せられよう。命令形の機能を論ずる場合、以上の認識を欠いてはならない。次は前掲(10)の②を見る。

②は①の裏返しであり、殊更①と対照的・対蹠的な説明をしたものである。これは「命令というより通達」で「聞き手の未来の行動を予定する通達であり、命令文となる」と言う（他にも「相手の拒絶はまったく考慮していない」等とする）。つまり「む」型述語は、相手は必ず聞く筈だ、相手に否や、はない、と聞き手の行動を予定する表現だというのである。右に対する反例を挙げよう。

「いざ、ただこのわたり近き所に、心やすくて明かさむ。……」とのたまへば「いかでか。にはかならむ」といとおいらかに言ひてあたり。
(夕顔、源氏↓女)

右は源氏が女(夕顔)を某院に誘う場面。女は「いかでか」とそれに応じない。

「(五節を)また見せてんや」とのたまへば、「いかでかさはべらん。……まして、いかでか君達には御覽せさせん」と聞こゆ。(少女、夕霧↓童殿上)

夕霧は五節の舞姫に選ばれた娘に心ひかれ、娘の兄弟に、また会いたいと頼むが相手はそれをきっぱりと断っている。右は諸否の「権利」が①のみならず②即ち「む」型の聞き手にもあることを判然と物語っている。この事実は重大である。何故ならこれは⑩の分類が成り立たないことを意味するからである。⑩は氏の主張の根幹をなすものであり、これによって本論文は根柢から瓦解するであろう。

以上、⑩の根本的な問題を述べたが次に残る問題について一言する。先ず⑩には④型が全く欠落している。次に①は僅かに尊敬語「たまふ」の場合に限られ、最高敬語・謙讓語・尊大語・常体語の例を含まない。更に②では②型・③型が単に「む」型の呼称の下に一括され、「や」の有無による両型の重要な相違が全く無視されている。要するに⑩は命令表現のごく一部を言うものにすぎない。

ここで特に③型の表現価値について述べる。

「さむべき方なくたへ難きは如何にすべきわざにかとも、問ひあはずべき人だになきを、忍びては参り給ひなや。若宮のいとおぼつかなく露げき中に過ぐし給ふも心苦しう思さるるを、とく参り給へ」(桐壺、帝↓更衣の母)

ここには一発話中に③型と①型の両形式が出て来るが、それは婉曲・間接的な表現から直接的な表現へということであり、これが勧誘・依頼の場面の自然であろう。賀茂真淵は『源氏物語新釋』で「上には給ひなむや」とゆるくのたまひ、こゝにはかくのたまへる様まことに其時の御有様みるが如し」と説いている。また、玉上琢彌『評釈』では「ずいぶん相手を立てた言いようである」と評している。

次は傍点部の如く最高度に恐縮しながら自邸の祝宴に招待している例である。

「今宵いとさうさうしく侍るべき。いともしもかしこくともわたりおはしませぬや」(うつほ・蔵開上、右大臣正頼↓左大臣忠雅・式部卿宮)

続いて③型の訳を見る。佐伯梅友氏は

「この世にの、しり給ふ光源氏、かゝるついでに見たてまつり給はんや」(若紫、僧都↓尼上)

について、「こうした機会にお、拝みになりませんか」と訳し、「原文には打ち消しはないのであるが、今はこういう場合には打ち消しを入れてたずねる。いい方のちがいに注意」と説いている(『源氏物語新抄』傍点筆者)。藤原氏はこれら先覚の見解を一顧だにしない。

因みに『今昔物語集』には宿の貸借をめぐる応答の例が見られるが、次にその中心の語句のみを示す。

「宿シ給ヒテムヤ」(若キ僧) ↑ 「入り給へ」(家主側ノ若キ女) …… (一七・33)

「宿シ給ヒテムヤ」(男) ↑ 「宿リ給へ」(家主ノ老女) …… (二六・19)

「宿シ給ヒテムヤ」(法師) ↑ 「宿リ給へ」(家主ノ女) …… (二九・9)

ここで宿を乞う者は「宿シ給ヒテムヤ」と③型の婉曲、間接的な表現によって依頼し、家主側は「入り給へ」「宿リ給へ」と①型で応じている。この言葉遣にそれぞれの立場が端的に反映していることを見るであろう。また、三例とも「日暮タレバ」「日ノ暮レニタレバ」「日暮レニタリ」と窮状を訴え、かつ「今夜許」と遠慮しながら宿を乞うている。これはものを頼む時、その依頼の理由や事情を言い添える方が丁寧だと意識するからであろう。

五

前掲Bの禁止表現の問題に移る。第四項では平安和文の禁止表現は「なくそ」型、「な」型を基本とするとして二、三の例を挙げ、次いで和文外を含む「まじ」の二例を引き、それをまとめると次のようになるという。

(19) ① 聞き手に諾否の選択があると想定する場合には、禁止形述語(な。なくそ)が選択される

② 聞き手が諾するしかない想定する場合には、「まじ」型述語が選択される。

一読驚きを禁じ得なかった。右は全く先の命令表現⑩①②の文言の敷き写しではないか。即ち右は傍線部（傍線筆者）の述語形式名を入れ替えただけであつて両者はまさに吻合する。本論文では禁止表現への言及が極端に少ないがそれは氏が初期論文以来禁止表現を研究対象としていなかった所為であり、所詮この項は付けたり過ぎないのである（論の冒頭及び結論部にも禁止表現に触れることはない）。

以下、若干の検討を加える。①で「な」と「なゝそ」とを一括しているが富士谷成章は

「な」……ひとへに固くいさめたる心なり。

「なゝそ」……「な」といさむるよりは心ゆるし。（『あゆひ抄』卷一）

と説き、現今では「な」は身分の上位より下位への強い禁止、「なゝそ」は身分の上下に制約せられず、誂えに近い勧誘的禁止とする見解が広く行われている。筆者の調査によれば『源氏物語』の禁止表現は約一二〇例であるが右の見解に異存はない。

氏は①について「禁止されたからと言つて従うわけではない」命令形による命令表現と同じく、聞き手に対する依頼であり、従うか否か、その決定権は聞き手側にあることを確認しておく」と言う。要するに⑩①の繰返しであるからものはや検討の意味はなからう。②の「まじ」の例文解釈も自らの結論に合わせたものに過ぎないから省略に従う。

右に代え次例を⑩・⑱の総括に当てよう。次は周知の夕顔急死の場面である。

「あが君、生き出で給へ。いと、いみじき目な見せ給ひそ」との給へど、冷え入りにたれば、けはひ物うとくなりゆく。（夕顔、源氏↓夕顔）
 右は源氏が相手の夕顔に「諾否の選択があると想定」して言った詞なのか。否、源氏はここで「生き出で給はむ（や）」「見せ給ふまじ」と通達、指示すべきところであつた。「む」型文型は「相手の拒絶はまったく考慮していない」のであるから夕顔も「諾するしかない」のであり、また「まじ」型文型は更に「その行為」が「ありえない場合」の表現であるから夕顔も源氏に「いと、いみじき目」を見せることは出来ない。つまり、夕顔は右によって蘇生しなければなかつたのである。けれども、うろたえた源氏は言い違えてしまった。まことに残念なことをしたものである。以上、総括としながら覚えす幻想に遊ぶ結果となつた。次に進む。

氏は右(19)に続いて、「命令表現(10)と禁止表現(19)は、対称性をもつものと見なされる」から筆者の四段型体系は成り立たないと言う。(19)は言わば(10)のコピーであるから両者が等しいのは当然である。自ら同文を拵えてそこに対称性(なるもの)があるとするのである。なお、これが如何にして四段型体系の否定を意味するのか、筆者には到底理解の限りでない。

六

次が氏の結論である。先ず

本稿では……「む」型・「べし(べきなり)」型が、聞き手の諾否を確認しないタイプの命令表現であることを論じた。

とする。しかし、右の「べし(べきなり)」型は和文の例ではない。その僅かな用例の出典は『雲州往来』『平安遺文』であり、変体漢文乃至候文体の書簡文の例である。従ってこれらは平安和文の命令表現と同列に論ずべきものではない。一方、命令形述語については次の如く結論する。

相手の意思を確認する機能をもっていることが特徴であり、相手側に回答あるいは対応を予定しているものと言いうる。……すなわち、「〜ないか?」のように、聞き手に意思確認を行ない、諾否の回答を要求する文型であると推定する。(傍点筆者)

この最後の一句には瞠目した。なんと命令形述語「〜たまへ」は聞き手の意志を尋ね、諾否の回答即ち返答・返事を要求するものだと言うのである。しかし、具体的な行為の実行を要求しないのであれば、それはもはや「命令表現」と称すべきものではない。右は紛れもなく「疑問表現」に当る。ただしこの驚くべき結論は実は冒頭の問題設定の自ずからの帰結である。またこれは初めに筆者が論の成立を危ぶんだ通りでもあり、その意味では特に驚くには当らぬのであろう。真に驚くべきは徹頭徹尾、幻想を弄び言葉を巧んだかかる作文の類が学会誌「日本語学」に掲載されたことではなければならない。しかしてその責は奈辺にあるのか。

「体系を論ずる」としながら自らのそれを明示することがない。体系は用例の悉皆調査、その帰納によってしか得られないからである。問題はまだまだ多く残るが紙幅の関係もあり、一往これまでとする。

注

(1) 「平安和文の依頼表現」(『日本語学』一九九五・二〇)、「平安・鎌倉時代の依頼・禁止に見られる配慮表現」(野田尚史・高山善行・小林 隆他編『日本語の配慮表現の多様性』二〇一四・六、くろしお出版所収)。

(2) 筆者は、直接的ないわゆる命令の他、依頼・懇請・勧誘・勧奨・慫慂等々の用法を含め、それを「命令・勧誘表現」と称する。

(3) 「通達」の具体例を一つ示す。次は「中国証券当局のトップ更迭―株式市場混乱―」と題する新聞記事の一部である。

習近平指導部は(中略)十五年夏には思想・宣伝活動を統括する部門を通じて「株式市場の問題の政治化を避け、批判の矛先が政府や党に向かうことを防げ」と報道機関に厳命する通達を出していた。(『日本経済新聞』二〇一六・二・二一、傍点筆者)

【附言】

筆者は「命令・勧誘表現の体系的研究」(二〇〇五・五)に先立って夙に次の二論文を公にしている。

I 「中古仮名文における命令・勧誘表現体系」(一九七五・三、「國語國文」第四四卷第三号)

II 「源氏物語の命令・勧誘表現」(一九七六・一一、「國語國文」第四五卷第一号)

右は発表当時、「学界展望」でそれぞれ高い評価を得たものである(『文学・語学』第七七号、「國語学」第一二三集)。ところで、右の二十年後、藤原氏は次の論文を発表した。

「平安和文の依頼表現」(一九九五・一〇、「日本語学」)

氏はその結論で、これは未だ用例調査を尽していない「中間的な報告」であると言う。事実ここでは主として光源氏の例の一部を中心に、ごく限られた例を対象としているに過ぎないのであるが、にも拘らず「用例(約五六〇例)をもとに」考察したとする。

しかし、調査を尽さずにその総数を示すことはあり得ない道理ではないか。筆者は前掲IIで源氏物語の悉皆調査の結果用例数を五六三としたのであり、右がそれに依拠したものであることはほとんど疑う余地がなからうと思う。更に、氏の論が筆者の二論文を踏まえ、それを垂ぐものであることは論の骨子(「直接的依頼表現」「間接的依頼表現」に二分)を初めとするその他幾多の事実によって明確に指摘

し得る。

更にまた、氏は本論文の「む」型の結論において、「藤原（一九九五）では、これを『間接的依頼表現』とした」ことは「間違いである」とし、その誤解の原因を

筆者自身が「む」型命令を「推量」であることを疑っていなかったからである。

とする。ここに「筆者自身」とあるが、これは当然他者の見解を前提とした記述である。そして当時の学界の状況から見てこれが「む」を推量と解する筆者の二論文を指すことは間違いないものと考ええる。如上の事情にも拘らず氏は筆者の二論文について全く一言も触れることがない。

以上は論文のオリジナリティー、プライオリティーに関わる重要な問題であるから、「論文とは何か」と題し、氏の論文の有様を問うたこの機会に特に一言しておくのである。